

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱

施行	昭和53年 7月 1日
改正	昭和55年12月 1日
改正	昭和60年 4月 1日
改正	平成 8年10月 1日
改正	平成 9年 4月 1日
改正	平成11年 4月15日
改正	平成12年 1月 1日
改正	平成12年 4月 1日
改正	平成13年 4月 1日
改正	平成14年 4月 1日
改正	平成19年 4月 1日
改正	平成22年 7月16日
改正	平成30年10月 1日
改正	令和 3年 7月 1日
改正	令和 4年 4月 1日
改正	令和 7年 4月 1日

(設置)

第1 東京都における公衆浴場入浴料金の改定及び公衆浴場施設確保対策を推進するため、東京都公衆浴場対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 公衆浴場入浴料金の改定に関すること。
- (2) 確保浴場の選定に関すること。
- (3) その他公衆浴場対策に関すること。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる者のうち知事が依頼する委員19人以内をもって構成する。

学識経験者	7人以内
利用者代表	4人以内
業界代表	4人以内
関係行政機関の職員（区市代表各1人を含む）	4人以内

2 協議会に臨時委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員は、知事が依頼する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長)

第5 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、知事が招集する。

- 2 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、知事が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(小委員会)

第7 協議会は、専門の事項を協議するため必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、学識経験者委員（会長の指名する委員）をもって構成する。

3 小委員長は、小委員会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。ただし、会長が小委員会委員である場合は会長とする。

4 小委員長は、小委員会の協議した結果を協議会に報告しなければならない。

(公開等)

第8 協議会、小委員会（以下「協議会等」という。）は、公開で行うものとする。ただし、協議会等の決定により非公開とすることができる。

2 協議会等の会議録等は、公開するものとする。ただし、協議会等の率直な意見の交換等を不当に損なうおそれ等がある場合を除く。

(幹事及び書記)

第9 協議会に、幹事及び書記を若干名置く。

2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから、知事が命ずる。

3 幹事は、会長の命を受け、事務进行处理する。

4 書記は、幹事の命を受け、事務に従事する。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、生活文化局消費生活部生活安全課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。